



令和8年度保険取り扱い等講習会を開催



令和 8 年 9 月 20 日（日）午後 1 時 30 分より、ひたちなか市文化会館において、本会主催、茨城県後援による「令和 8 年度保険取り扱い等講習会」が開催されました。

当日は、本会会員及び茨城県内の柔道整復師 276 名が参加しました。

講習会は、藁谷和彦副会長の開会のことばで始まり、箱守志農夫会長が主催者を代表して挨拶され、「療養費の適正化に向けた本会の取り組みや、近年問題となっている患者照会について触れ、今後も行政機関との連携を図りながら、適正な保険取り扱いと柔道整復師に対する社会的信頼の確保に努めていくことの重要性」を述べられました。

そして講演に入り、本会保険部長の後藤健雄より、「保険取り扱いに関する留意事項について」と題し、令和 8 年 7 月からの料金改定による、「初検料の引上げ及び算定ルールの見直し」、「再検料の引上げ及び算定回数の拡大」、「施療料の引上げ」、「後療料等の引上げ及び 2 部位目の施術に係る逡減の導入」、

「明細書発行体制加算の見直し」、「自己施術・自家施術の支給対象外」、「支給申請書様式の変更」などの主な概要についての説明がありました。

また、保険者による患者照会の動向や、今後重要となる明細書の発行について説明され、更に保険審査会においての実際の返戻事例を交えた具体的な解説がありました。

続いて、茨城県国民健康保険団体連合会 参与 変革対応推進担当の篠田多介志氏より、「令和 8 年度制度改正と今後の展望について」と題し、「制度改正による審査の方向性」、「申請書のデータ化による審査の視点」、「DX・オンライン請求の導入」、「本会（公益社団）としての今後のあり方」などについて、審査側の視点から柔道整復療養費を取り巻く現状と今後の展望について丁寧に解説していただきました。

最後に、特別講演として、公益社団法人栃木県柔道整復師会会長の田代富夫氏より、「知ろう柔整療養費！知れば活路が見えてくる」と題し、「外傷の定義」をはじめ、「予診票を活用した初検時の聞き取りや患者への説明の重要性」、「外傷と判断できない場合や療養費の支給対象外となる場合の患者負担についての説明」、「今後の患者照会への対応」など、柔道整復師が適切な療養費の取り扱いを行うために必要な事項について、具体的な事例を交えながら詳しく説明していただきました。

講習会は、藁谷和彦副会長の閉会のことばにより終了となりました。

今回の講習会では、令和 8 年度の制度改正を踏まえ、保険取り扱いに関する最新の情報や今後の審査の方向性について学ぶ貴重な機会となりました。

今後、少子高齢化などにより医療費の増加が見込まれる中、療養費を取り巻く環境も変化していくことが予想されます。

こうした変化に適切に対応し、制度を正しく理解し、適正な保険取り扱いを行うことが、柔道整復師としての信頼を維持し、今後の活路を見出すうえでも重要であると感じました。

（広報委員 宮本 親吾）